



毎年11月には「過重労働解消キャンペーン」として、労働時間にターゲットを絞った労働基準監督署の重点監督が実施されますが、その結果が発表されましたので、今回は、その中身についてのお話と、関連して36協定届の変更点についてお話したいと思います。

令和2年度 11 月「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表

■重点監督結果のポイント

- (1) 監督指導の実施事業場： **9,120 事業場**
- (2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
 - ① 違法な時間外労働があったもの： **2,807 事業場 (30.8%)**

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が	
月 80 時間を超えるもの	640 事業場 (22.8%)
うち、月 100 時間を超えるもの	341 事業場 (12.1%)
うち、月 100 時間を超えるもの	59 事業場 (2.1%)
うち、月 100 時間を超えるもの	10 事業場 (0.4%)

- ② 賃金不払残業があったもの： **478 事業場 (5.2%)**
- ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： 1,829 事業 (20.1%)

働き方改革関の名のもと、罰則付きの法令が施行され既に2年が経過しておりますが、違反事業所が、**まだ3割 (3社に1社)** も占めているという驚きの結果です。(前回は4割程度でした)

ちなみに、日本の企業数は400万程度ですから、調査に入る可能性は400分の1くらいということでしょうか。

令和3年4月以降の36協定の届出変更事項について

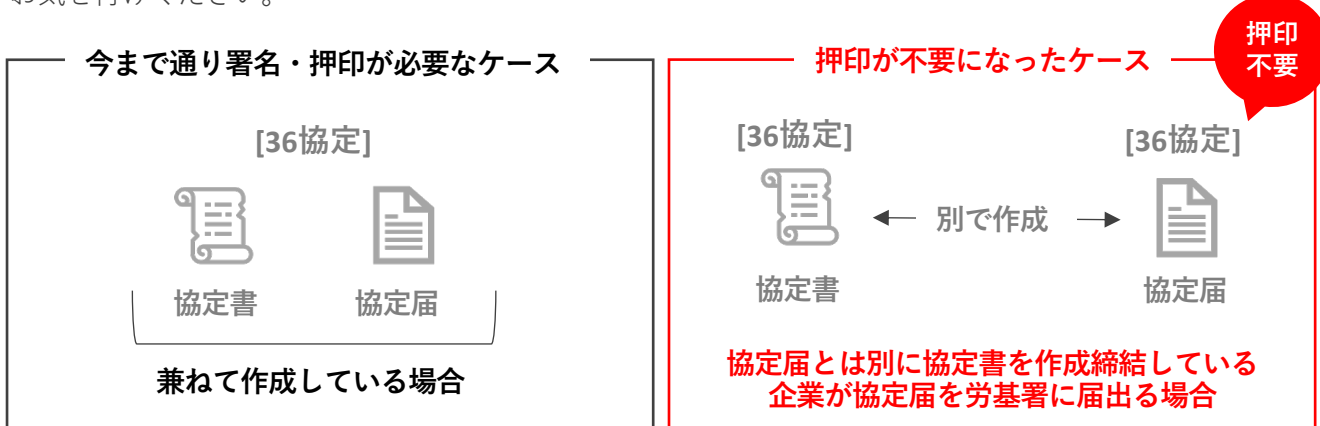
①36協定の押印が不要になりました。

「今まで、労使の署名押印が必要であった「36協定届」の押印が不要になりました」と言う聞こえはいいですが、「**押印不要**」という言葉が独り歩きしているようで、勘違いされている企業様が多々見受けられますのでお気を付けください。

本来36協定には「**協定書**」と「**協定届**」があります。但し、多くの企業様では「**協定書**」と「**協定届**」を兼ねているケースが多いです。

今回「押印不要」となったのは、36協定届とは別に「**協定書**」を作成・締結している企業が、その内容を労働基準監督署に届出する場合の「**協定届**」が押印不要となったということです。

そのため、「**協定書**」と「**協定届**」を兼ねている場合は、今まで通り署名押印が必要となりますのでお気を付けください。



②36協定の届出様式が変更になりました。

協定の労働者側の当事者である「**労働者の過半数代表者**」が適正に選出されていることを確認するための**チェックボックス**が追加されました。

36協定は使用者（会社）と労働者の過半数代表者（従業員代表）とが、協定を締結するものです。ここでいう労働者は、正社員、契約社員、パート・アルバイトを問わず、在籍するすべての従業員が該当します。そして、従業員代表は、以下のように決まっています。

①労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合

②①の労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者（以下のいずれにも該当する者）

- ・ 監督または管理の地位にある者でないこと
- ・ 過半数を代表するものを選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きで選出された者（民主的な方法で選出された者）であること。
- ・ 使用者の意向に基づいて選出された者でないこと。

MINAGINE NEWS LETTER

発行：株式会社ミナジン 顧問サービス部

住所：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2丁目4番 ダヴィンチ小川町3F

[TEL] 050-5490-1329 [FAX] 03-5244-5534 [Mail] roumu@minagine.co.jp [Web] <https://minagine.co.jp>